

－ 令 和 3 年 度 －  
事 業 計 画 書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

公益財団法人しまね自然と環境財団  
Shimane Nature and Environment Foundation

# 公益財団法人しまね自然と環境財団 令和3年度事業計画書

## 目 次

I. 令和3年度基本方針	
1 全体基本方針	1
2 組織	1
II. 島根県立三瓶自然館及び附属施設の運営事業(三瓶自然館等運営事業)	
1 運営計画	
(1) 三瓶自然館運営計画	2
(2) 小豆原埋没林公園運営計画	6
(3) 広告宣伝	8
(4) サービスの向上策	9
(5) 施設の利用許可	11
(6) 施設の維持管理	12
2 調査研究・資料収集整理事業	
(1) 事業概要	18
(2) 調査研究	18
(3) 資料収集・整理	19
3 地域との連携・その他の事業	
(1) 地域との連携	20
(2) 他施設との連携	21
(3) 各種研修の受け入れ	21
III. 地球環境の保全に関する活動支援事業(環境保全活動支援事業)	22
1 運営方針	
2 事業概要	
3 環境保全活動支援	
4 地球温暖化対策(地球温暖化防止活動推進センター)	
IV. 北の原キャンプ場の管理運営事業(北の原キャンプ場管理運営事業)	24
1 運営方針	
2 事業概要	
3 管理運営計画	
4 施設の維持管理	
5 施設の利用許可	
V. 施設利用者への利便提供事業(利便提供事業)	28
1 物販事業	
2 貸出事業	
資料1 令和3年度三瓶自然館等開館計画	29
資料2 令和3年度イベント一覧表	32
資料3 不利益処分に対する処分基準(三瓶自然館関係)	36
資料4 申請に対する審査基準(三瓶自然館関係)	37

# I . 令和3年度基本方針

## 1 全体基本方針

当財団は、島根県立三瓶自然館及び附属施設(三瓶小豆原理没林公園)、大田市の施設である北の原キャンプ場の指定管理者として、それぞれ島根県並びに大田市から指定されている。本年度は自然館が開館30周年をむかえ、歩んできた30年を振り返るとともに、将来のあるべき姿を展望する積極的な記念事業を計画している。また、一昨年の自然館展示更新及び埋没林ガイダンス棟新設に続き、自然館ビジュアルドームと三瓶小豆原理没林の展示充実などの大型の改修工事をひかえており、県と連携して円滑な工事進行に努めるとともに、利用者の安全確保を図る。

一昨年リニューアルした新たな施設・設備の有効活用を図り、利用者の満足度をより向上させる管理・運営を行うとともに、新たな来訪者の獲得を目指す。

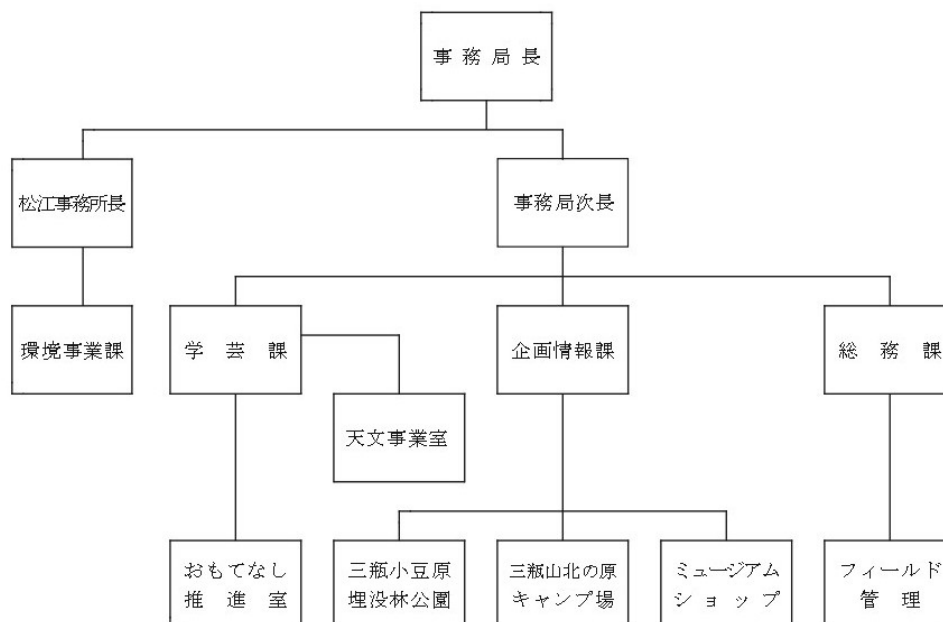
北の原キャンプ場は、昨年度から更新制を利用した新たな指定管理期間5年に入り、コロナ対策として昨年6月から実施している完全予約制を継続している。近年続いているキャンプブームに加え、コロナ禍におけるのレジャーとしてキャンプがさらに注目されており、この好機を捉え、新たな事業や管理手法を取り入れながら、更なる発展と経営の効率化を図る。

また、コロナ感染症の拡大のため昨年延期された第71回全国植樹祭が、5月30日に三瓶山北の原を会場として開催される。財団では県や市、周辺施設との積極的な連携に努め、開催に協力してゆく。

松江事務所(しまねエコライフサポートセンター)は、2015年に国連で採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」を念頭に置き、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全に関する普及啓発に努め、温室効果ガス削減等のための国際枠組みであるパリ協定により日本が掲げた削減目標や、国及び島根県が宣言した「2050年脱炭素社会の実現」を目指して、県民一人ひとりに自発的な環境配慮行動を促し、行政機関や島根県地球温暖化防止活動推進員、地域で活動する様々な主体との協働・連携により、持続可能な地域づくりを推進する。

## 2 組織

令和3年度 公益財団法人しまね自然と環境財団事務局組織図



## Ⅱ. 島根県立三瓶自然館及び附属施設の運営事業

### 1 運営計画

#### (1) 三瓶自然館運営計画

##### (1) 運営方針

#### 開館30周年を契機とした事業展開

- 本年度は、三瓶自然館の開館から30周年の節目となることから、それを記念した催しなどを、年間を通じて実施することで、三瓶自然館そして三瓶山に注目が集まる1年を目指す。
- 30周年にあわせて通常は年3回開催している企画展については、年4回春、夏、秋、冬と四季に応じて開催することで、1年間を通じた事業展開を図る。取り上げるテーマは、博物館の学芸員の活動、昆虫、国立科学博物館等と連携した化石をテーマにした巡回展、自然写真展と、多分野に展開することで、幅広い年齢層などの来館を促す。
- 企画展の中でも多くの来館者が見込まれる夏期は、昆虫をテーマにした特別企画展として大規模に開催する。アイキャッチとなる昆虫の大型造形、子どもに人気のカブトムシ・クワガタムシの生体や標本、美しい光沢をもったチョウなどのほか、島根県で見られる希少昆虫の展示なども行い、身近な昆虫たちの秘められた驚くべき力について紹介する。
- 島根県の自然に関する調査研究や博物館資料の収集・保存は、引き続き推進し、島根県の自然史解明に資するとともに、自然系博物館としての機能充実を図る。

##### (2) 開館計画

###### ① 開館日

●令和3年度開館予定日数：297日 ※条例上は 297日 <資料1>

###### ○条例で定められた休館日

- ・定休日：7月21日から8月31日までの間を除く火曜日(祝日の場合は翌平日)
- ・メンテナンス休館：6、9、12、3月の第1月曜日から5日間
- ・年末年始休館：12月29日から1月3日まで

###### ○施設の効率的運営のため、次の変更を行う。

- ・特別開館：7月20日、1月2日、3日
- ・臨時休館：5月29日～30日(植樹祭のため)、12月27日
- ・メンテナンス休館：9月第1週の定めのあるものを9月27日～10月1日(夏期企画展開催のため)

###### ② 開館時間

○条例のとおり開館時間は、9:30～17:00とする。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の施設消毒等の継続中は、開館延長は行わない。

###### ③ 早朝開館

- ・開館時間前の来館の希望がある場合、事前の予約に応じて早朝開館を行う。

#### ④臨時休館

- ・暴風、豪雨、豪雪などにより自然災害等が発生又は発生するおそれがある際は、利用者の安全確保を最優先し、指定管理者の判断により臨時休館する場合がある。

### (3) 来館者の受付、案内、誘導及び展示解説

#### ①アテンダントによる対応

- ・専門的な研修を受けたアテンダントを配置し、顧客満足度を上げるため、ホスピタリティの向上に努める。
- ・受付のほか、館内の案内、登山や周辺観光に関する情報提供などを行う。
- ・「あいサポート施設」として、誰にでも分かり易い標示や、来館者に合わせた案内などを行う。

#### ②学芸スタッフによる対応

- ・団体からの要望を中心に、事前の予約に応じて解説などを行う。
- ・来館や電話による質問などについても、きめ細やかな対応を行う。

### (4) 常設展示

#### ①日常点検による展示保守

- ・展示更新が行われた箇所では、日常点検などにより、円滑な展示運営に努める。
- ・小規模な不具合は、スタッフによる修繕などで早めの対応を行う。
- ・大規模な不具合は、設置者である県と協議し、早めの対応に努める。

#### ②既存展示への工夫

- ・三瓶山という立地条件を活かして、館内外に季節感を取り入れる。
- ・季節による資料の入れ替え、スタッフによる解説などを継続して行う。
- ・学校利用などに際して、新展示に対応したワークシートを活用する。

#### ③博物館資料としての展示品の保守

- ・日常的な点検、ホコリの除去などにより、展示品の劣化を抑える。

### (5) 企画展・特別企画展等の企画・立案・運営

#### 令和3年度の企画展計画

季節	タイトル	期間	内 容	主な展示物
春期	学芸員のとおき ～秘蔵標本から最新研究まで～	3/20 ～6/6	開館30周年を記念し、これまでの調査研究、教育・普及の成果や、收藏の標本類を公開する。学芸員ごとのブースで構成し、自然系博物館の役割を伝える。	昭和の植物標本、島根のアンモナイト、島根・三瓶の昆虫標本、プラネタリウム字幕投影用スマートグラス、江戸時代の天球儀の3D映像、アカショウビン追跡調査、島根のコウモリ、放射線の紹介、新聞連載記事関連の天文展示 等
夏期	THE 昆虫展 小さなムシの 大きなチカラ	7/17 ～9/26	国内外の様々な昆虫たちを展示し、地球上で最も繁栄する昆虫たちの、小さな体に秘められたチカラについて紹介する。	カブトムシ、クワガタムシ、チョウなど国内外の昆虫生体や標本の標本、昆虫大型彫刻、昆虫トリックアート 等

秋冬期	化石をテーマに巡回展	10/9 ～1/30	国立科学博物館を中心に複数の博物館で共同制作した巡回展を開催する。これらの博物館所蔵の化石標本などを展示する。	国立科学博物館等をはじめ複数の博物館が所蔵する化石標本、生体復元模型 等
冬期	自然を楽しむ科学の眼	12/25 ～1/30	SSP(日本自然科学写真協会)の写真展を誘致し、アマチュアからプロまで、写真家の作品を展示する。	宇宙、動植物、風景など自然をテーマにした写真

- ・ 関連イベントなどを実施し、来館者の満足度アップや話題提供を図る。

## (6) プラネタリウムの投影

### ① 自主企画番組(自動投影)の制作と投影

- ・ 島根ゆかりの江戸時代の天文学者堀田仁助をテーマとしたオリジナル番組を制作する。

### ② スタッフによる生番組(解説投影)

- ・ スタッフがその時々に応じた天文の話題や星空を解説する。

### ③ 学校団体向け投影

- ・ 学校団体の要望に応じて、授業内容に対応した学習番組を解説投影または自動投影する。

### ④ 天体観察会との連動

- ・ 天体観察会が雨天曇天等で実施できない時、代替として解説投影を行う。

### ⑤ 字幕付きプラネタリウムの投影

- ・ 耳の聞こえに不安のある方を対象として、字幕による解説のついたプラネタリウムを、老人週間、障がい者週間や利用者の要望に応じて投影する。

## (7) 大型ドーム映像

### ① 定期上映

- ・ 三瓶自然館オリジナル作品である「さんべ自然紀行」「煌めきのなかで」「三瓶冬紀行」「島根人と自然の原風景」の計4作品をはじめ、館が保有する番組を年間を通して入れ替えながら上映する。なお、新型コロナウイルスの状況によっては、上映を見送る場合もある。

### ② 特別上映

- ・ 夏期特別企画展にあわせ、特別番組を上映する。  
なお、新型コロナウイルスの状況によっては、特別番組の上映を見送る場合もある。

## (8) 各種イベントの企画・立案・実施

来館者の多様なニーズに対応するために、各種イベント、講演会などを実施する。＜資料2＞

### ① 定期イベント

- ・ 週末を中心に野外散策などを定期的に行い、いつ来ても楽しい館を目指す。  
北の原お散歩ツアー、天文ミニガイド、定期天体観察会 など
- ・ 毎月第3日曜日に幼児に楽しんでもらえるイベントとして、「サヒメルきつずサンデー」を開催する。  
デジタル紙芝居、幼児向けプラネタリウム など

## ②集客系イベント

- ・年間を通して様々な催しを開催し、楽しい雰囲気を作り出すことにより来館者の増加を目指す。  
お正月イベント など

## ③自然体験系イベント

- ・国立公園の恵まれた自然の中での体験を通じて、自然への興味と理解のきっかけを作る。  
春の男三瓶山に登ろう、夏の夜の昆虫観察 など

## ④天文・プラネタリウム系イベント

- ・天体観察施設やプラネタリウムを活用し、宇宙への興味、関心を高める。  
夏休み天体観察会、皆既月食観察会 など

## ⑤館外における情報発信イベントの実施

- ・県内教育施設での集客イベントなどへ参画し、館外での情報発信や普及啓発を行う。

## (9)自然学講座の開催

### ①自然科学に造詣の深い講師を招いた講演会の開催

- ・巨大電波望遠鏡「アルマ」が解き明かす最新の天文学についての講演会

### ②学芸課スタッフによる講座型事業

- ・バードウォッチング講座～さえざりから識別 基本10種編～
- ・教員のための博物館の日

## (10)天体観察会

名 称	内 容	開 催 日 等
定期天体観察会	個人を対象とした天体観察会	毎週土曜日（事前予約が必要）
予約天体観察会	団体を対象とした天体観察会	随時（事前予約が必要）
特別天体観察会	連休や天文現象にあわせた観察会	5/1～4 ゴールデンウィーク天体観察会 5/26 皆既月食観察会 8/12～15 夏休み天体観察会 11/19 部分月食観察会 （事前予約が必要）
天文ミニガイド	天文展示の紹介と太陽等昼間の天体観察	毎週土・日曜日、祝日

- ・学校団体などの依頼では、テーマ他の要望を聴取し、できるだけ希望に添った対応を行う。
- ・雨天曇天時にはプラネタリウムを投影する。

## (11)自然観察会

名 称	内 容	開 催 日	対 象
定期自然観察会	一般の来館者が気軽に自然と親しめる30分程度の入門的な内容(お散歩ツアー)	毎週土曜日 (4月～11月)	個人や家族など一般の来館者
予約自然観察会	学校団体などを対象として、季節の自然、地質、動植物などを要望に沿って紹介	随時 (事前予約が必要)	学校団体や各種団体

観察会の テーマ例	・季節の生きもの観察 ・三瓶の昆虫観察	・バードウォッチング入門 ・三瓶山の地層観察
--------------	------------------------	---------------------------

- ・スタッフや三瓶の自然に詳しいボランティアにより、多彩なテーマでの開催を可能にする。
- ・学校団体などからの依頼では、テーマや場所の要望を聴取し、できるだけ希望に沿った対応を行う。

## (12) 環境学習の推進

### ① スタッフの講師派遣

- ・学校などの要望に応じてスタッフを派遣し、学校教育・社会教育の推進に寄与する。

### ② 自然館を活用した環境学習

- ・各種観察会やイベントを、環境学習の観点を持ちながら開催する。

## (13) 博物館ボランティア等の育成と活用

### ① 三瓶自然館インタープリター事務局運営

- ・スタッフとボランティアが共同し、より良い博物館活動を生み出し、来館者に対するサービス向上を図ることを目的に、ボランティア活動を円滑に進めるための支援として事務局を運営する。
- ・ボランティアに対しては、交通費の予算的措置や、ボランティア保険の加入、活動参加調整などを行う。

### ② 三瓶自然館インタープリターと共同した博物館活動の展開

- ・観察会の実施や補助
- ・イベントの企画・実施
- ・情報紙の発行
- ・館内での来館者対応
- ・自然情報の収集
- ・調査研究への参画 など

### ③ 博物館ボランティア等の研修の実施

- ・各種ボランティアに対するスキルアップ研修の実施。

## (2) 小豆原埋没林公園運営計画

### (1) 運営方針

#### 驚きを伝える

- コロナ禍が続いており、対面で行うガイダンスを再開する見通しが立たない状況であるが、埋没林の価値や魅力を伝えるための工夫を進める。
- オンライン方式を併用したイベント開催に取り組む。
- 地域学習や自然学習の場として活用されることを目指し、学校に向けた出前授業、公民館での講座開催の提案を引き続き行う。
- サービス向上策として、午前9時からの開園を継続して実施する。
- 令和3年度は、県事業として展示の充実にかかる事業が計画されており、これに協力しながら、施設の魅力向上を図る。
- 埋没樹の保存処理やモニタリングについて、継続して実施する。



## (2)開園計画

### ①開園日

●令和3年度開園予定日数：305日 ※条例上は297日 <資料1>

○条例で定められた三瓶小豆原埋没林公園の休園日

- ・定休日：7月21日から8月31日までの間を除く火曜日(祝日の場合は翌平日)
- ・メンテナンス休園：6、9、12、3月の第1月曜日から5日間
- ・年末年始休園：12月29日から1月3日まで

○施設の効果的な運営のため、次の変更を行う。

- ・特別開園：6月と9月のメンテナンス休園、7月20日、1月2日～3日
- ・臨時休園：5月29日～30日(植樹祭のため)、12月27日

### ②開園時間

○条例による開園時間は9:30～17:00だが、全ての開園日について開園時間を30分早め、9:00～17:00とする。

### ③臨時休園

- ・暴風、豪雨、豪雪などにより自然災害等が発生又は発生するおそれがある際は、利用者の安全確保を最優先し、指定管理者の判断により臨時休園する場合がある。

## (3)来園者の受付、案内、誘導及び展示解説

### ①来園者の受付・案内

- ・来園者の受付を行うとともに、コロナ禍の終息時にはガイダンスを再開する。

### ②Wi-Fiを活用した情報提供

- ・県により設置されたWi-Fiを有効活用し、展示室内で来園者が手持ちのスマートフォン等で埋没林の情報を手軽に入手できるしくみを工夫する。

## (4)展示計画など

### ①学校への出張授業

- ・近隣の学校を対象に、地域学習として埋没林を伝える出張授業のプログラムを用意し周知を図る。

### ②ガイダンス展示

- ・県によりガイダンス展示の充実に向けた整備が予定されている。展示を利活用して来園者に埋没林の意義をわかりやすく伝える。

### ③展示解説

- ・学習を目的とする団体等を中心に、展示棟、ガイダンス棟の展示を用いながら解説を行う。

## (4)イベント計画

新たな来園者層の確保、情報発信を目的に、ガイダンス室等を活用したイベントを実施する。  
<資料2>

### ①講座型イベント

- ・ガイダンス室での講座とオンライン会議システムを併用した講座を複数回開催する。他地域の埋没林との連携によるテーマも取り入れ、広く発信することを目指す。

### ②定時ガイド

- ・毎月第2日曜日に実施。バックヤードの案内を含め、ガイドを行う。ただし、コロナ禍の終息までは実施しない。

### ③その他のイベント

- ・園地の環境を活用したイベントや、埋没林への興味関心につながるイベントを実施する。

## (3) 広告宣伝

### (1) 重点目標

- ・三瓶自然館の開館30周年を捉え、県と連携した大々的な広報を展開し、集客増を目指す。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続くと予想されるが、状況を分析しながら有効な時期を見極め、引き続き広島方面への広報を実施する。また、県外からの集客減を補うため、県内客の増・リピーターの増を狙った広報を検討・実施する。
- ・行政や観光協会、三瓶山広域ツーリズム振興協議会、石見ツーリズムネット等が展開するPR活動に積極的に参画し、地域一体での集客を図る。
- ・SNSやWeb広告を効果的に利用し、企画展や集客イベントの周知を図る。
- ・報道関係者との積極的な交流により、マスコミを通じた情報発信機会を多く確保する。
- ・これらの広報や営業活動は年間計画を作り、効果的な時期・手段を見極めて検討・実施する。

### (2) 広報印刷物の作成・配布

#### ①館内リーフレット、イベントカレンダーなどの配布

- ・館を紹介するリーフレットを作成し、教育施設、観光関連施設などに配布する。
- ・イベントカレンダーを県内の学校に配布するほか、観光関連施設に配布を依頼する。
- ・学校教員向けに、利用案内「三瓶自然館サヒメル活用の手引き」を配布する。

#### ②企画展ポスター・チラシの配布

- ・ポスターやチラシを印刷し、県内の学校、教育施設、観光関連施設などに配布する。

### (3) マスコミを活用した広報

#### ①マスコミへの各種情報の提供

- ・様々な話題をマスコミに提供し、新聞記事やテレビ報道による情報発信を図る。
- ・各種事業は、県内報道機関や出版社などに、定期的に関係案内を提供する。

#### ②有料媒体による広告宣伝

- ・企画展を中心に、県内および広島県を重点範囲として、有料広告を実施する。
- ・三瓶地域の施設と連携して合同の有料広告を実施し、三瓶全体での集客増を図る。
- ・有料広告を行う際は、報道機関にできるだけ取材依頼を行い、報道と広告の相乗効果を図る。

### (4) 学校や旅行代理店への営業

#### ①小中学生の利用促進

- ・県内で修学旅行を実施する学校の増加を見込み、学校及び旅行代理店へのPRを行い、誘致を図る。
- ・県内の教育委員会、学校等を訪問して三瓶自然館の利用方法や事業のPRを行う。
- ・学習プログラムの活用など各学校に対応した利用プランを提案し、利用増を図る。
- ・幼稚園・保育園等へのPRを行い、幼児を含むファミリー層の利用増を図る。
- ・大田市内の学校の利用増を図るため、市内全小学校の新入生に特別年間パスポートを配布する。

## ②旅行代理店などへのPR活動

- ・大田市観光協会との連携、情報共有により、同協会を通じて旅行代理店への情報発信を図る。県外での観光キャラバン(代理店訪問)にも参加し、PRと情報収集にあたる。

## ③山陽方面からの集客増

- ・広島市のケーブルテレビや新聞社との連携を強化し、PRと情報収集を図る。
- ・企画展開催時などには広島方面の新聞やタウン情報誌を活用して個人やグループの誘客を図る。
- ・尾道松江線を利用した広島県東部(福山・尾道エリア)からの集客を図るため、飯南町および三次市の観光関連施設(道の駅等)との連携を進め、パンフレット類の設置や共同PRを進める。

## (5)情報発信

### ①インターネットによる情報発信

- ・イベント情報や自然情報をホームページ上で随時発信する。
- ・SNS等を活用した効果的な情報発信を継続する。
- ・Web広告を効果的に利用する。

### ②ミュージアムニュースの発行

- ・三瓶山、島根県の自然情報、イベント等の事業を紹介したミュージアムニュース(さんべ発)の内容の充実を図り、報道機関、学校、公民館、観光施設等に配布して情報発信を行う。

### ③ケーブルテレビ「ぎんざんテレビ」を通じた情報発信

- ・石見銀山テレビと提携して番組を制作し、イベントの紹介などを行う。また、松江市のマールテレビや出雲ケーブルビジョンなど、他地域のケーブルテレビへこの番組を提供し、PR効果を高める。

### ④行政・地域間連携事業を通じた情報発信

- ・県市の観光関連部署や観光協会が主催するPR事業、三瓶山広域ツーリズム振興事業、石見ツーリズムネット等に積極的に参画し、PRを図る。

## (6)イベント等への出展PR

- 行政や他施設が開催する集客イベントに出展し、施設や企画展のPRを行い集客増を図る。
- ・出雲科学館等の県内他施設のイベント、しまねふるさとフェア、石見の肉まつりなど

## (7)SDGsへの取り組み

SDGs「つくる責任つかう責任」への取り組みとして、広報の立場から実施できる方法をチームで話し合い、実現に向けて行動する。

- ・エコ材料の優先的な利用として、チラシ等の印刷用紙のFSC認証紙利用や印刷インクの植物油インクを利用を推奨する。

## (4)サービスの向上策

### (1)各種事業の中でのサービス向上

- ・どうすれば来館者や県民の皆様に喜んでいただけるかを考えながら、日々の業務にあたる。
- ・各種業務の中で、サービスを向上させる事項として、児童福祉週間や老人週間、障がい者週間、しまね家庭の日における割引サービスを実施する。

## (2) 学校団体への取り組み

- ・三瓶自然館における学校団体の利用は、広島県からの宿泊研修、島根県内からの遠足や授業利用での来館が多くを占めている。今後もプログラムやアイテムを整備していくことにより、授業などでの館や附属施設の利用促進を図る。また、過去の利用団体や実施プログラムの評価と分析を行うとともに、効果的な広報手段、利用者が満足できる受け入れ体制を整えていく。
- ・新展示に対応したワークシートを活用する。

### ①「教員のための博物館の日」の開催

- ・国立科学博物館と共催により、理科分野にとどまらない、幅広い教員を対象とした研修会「教員のための博物館の日」をサヒメル、アクアス両会場にて開催する。

### ②先生向け研修会の実施

- ・教育カリキュラムに対応した学習プログラムや専門スタッフを紹介する機会を作り、学校活動での積極利用を促す機会とする。
- ・学校教育研究会理科部会研修への積極的な協力を行う。

### ③プログラムの質の向上

- ・スタッフ相互での資質向上を目的としたチェックの実施。

## (3) 高齢者、生活弱者の方への配慮

- ・高齢者の方、心身に障がいのある方、妊婦の方、小さなお子様連れの方などに、快適に館内で過ごしていただくため、シルバーカーや車椅子、ベビーカーの貸出、授乳室の改善などの取り組みを行う。
- ・島根・鳥取両県で推進しているあいサポート運動に参加し、職員一人ひとりが障がいについての理解を深め、お客様に寄り添った対応に努める。
- ・老人週間や障がい者週間での割引サービスの実施。
- ・字幕付きプラネタリウムの投影。

## (4) その他

### ①マイクロバスの活用

- ・あらゆる場面で、安全に配慮した運行計画を立てる。
- ・三瓶自然館及び附属施設を利用する学校団体などの送迎。
- ・イベントや臨時駐車場運用時での利用者の送迎。
- ・館外での観察会などを行う場合の利用。
- ・その他必要な場合の運行。

### ②プロジェクトチーム

- ・重点的な事業の推進と特定業務の改善を目的として、部署の枠を超えた職員構成によるプロジェクトチームを設置し対応にあたる。
- ・本年度は開館30周年の年度となるため、昨年度から設置している30周年記念事業チームを中心として、1年を通じて様々な記念事業を実施する。
- ・夏期特別企画展については、昨年度から設置しているR3夏期特別企画展チームを中心として、企画展全体の具体的なイメージ作りや広報、関連イベントなどを、一体的に企画・実施する。

## (5) 施設の利用許可

### (1) 利用料金等の設定

- ・「わかりやすいこと」「利用しやすいこと」「合理的であること」を踏まえ、設定する。
- ・令和3年度の利用料金は、下記のとおりとする。
- ・三瓶自然館と埋没林公園を1日で2施設観覧する場合は、割引を行う。

(単位：円)

施設の種別		利用区分	通常期	春期 企画展 開催期	夏期特別 企画展 開催期	秋冬期 企画展 開催期
観覧料 (個人)	三瓶自然館	一般	400	600	1,000	800
		小中高生	200			
	天体観察	一般	300			
		小中高生	100			
	埋没林公園	一般	300			
		小中高生	100			
施設貸切	レクチャールーム	1,300				
利用料 (1時間あたり)	ビジュアルドーム	入場料徴収 無	2,500			
		入場料徴収 有	5,000			
年間パスポート		一般	1,500			
		小中高生	500			

※20名以上の団体は2割引(観覧料のみ)

### (2) 利用料金の減免

- ・児童生徒の教育課程での来館、障がい者手帳、療育手帳の所持者など、対象者は利用料金を減免する。

### (3) 利用の許可

- ・施設利用の申し出に対して、利用目的等に応じて許可の可否判断を含め、適切な事務手続きを行う。

### (4) 施設の貸出など

- ・施設の貸出を行う場合は、利用者が利用の目的を十分に果たせるように利用方法や設備について丁寧な指導、助言を行う。
- ・受付業務にあたっては、受付窓口においてアテンダントが対応するほか、必要に応じて他のスタッフが補助し、利用者が気持ちよく施設を使用できるよう対応する。
- ・利用施設等に応じて利用申請の書類を常備し、迅速な手続を行う。
- ・利用者にはわかりやすいよう、利用方法の手引きを作成し、誰でも閲覧可能な状態で公開する。

### (5) 審査基準

- ・平成27年度に制定した基準を基本とし、随時見直しながらこれを運用する。

## (6) 施設の維持管理

### (1) 施設管理の基本方針

当財団は、三瓶自然館設立当初から利用者に快適な環境を提供するよう定期的なメンテナンスの実施などを通じ適正な維持管理に努めてきた。第三期指定管理は以下の基本方針に基づき、施設の維持管理を行う。

#### ○すべては利用者のために

・管理者側の都合ではなく、利用者のための管理を目指す。

#### ○すべては県民の財産として

・本施設は島根県により建てられた施設であり、部品のひとつひとつまで県民の財産であるという意識を持つ。

#### ○すべては地球のために

・自然環境の保護、ひいては地球環境保全のため、すべての管理業務において環境影響が最小限になるよう努める。

### (2) 令和3年度での特記事項

#### ①新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度のリニューアルオープン以降、展示室等の消毒作業をスタッフ及び清掃業者で毎日実施している。令和3年度も引き続き消毒作業を実施するほか、館内に手指消毒薬を設置し、感染予防に努める。

#### ②三瓶自然館周辺の危険木、倒木への対応

ここ数年、当財団の管理地及び周辺の大田市道・三瓶高原線(以下、「市道」)で危険木や倒木が多く発生しており、令和2年6月には市道を走行中の車に木が倒れてくる事故があった。財団では周辺施設とともに市へ強く危険性を訴え、令和2年10月に市の関係部署、環境省らとともに市道の危険木合同パトロールが実施され、市の危険木管理に協力した。令和3年度も同様の合同パトロールが予定されており、引き続き積極的な協力を行うほか、危険木や倒木が発生した場合は、各関係機関と連携し、適切に対処していく。

#### ③第71回全国植樹祭への協力

新型コロナウイルスの影響で1年延期となった全国植樹祭が、令和3年5月に当財団の管理している三瓶山北の原を会場にして開催される。

財団は、会場予定地や周辺設備について関係機関へ情報提供を行うとともに、植樹祭関連の施設整備等についても、関係機関と協力して工事が円滑に進むよう協力している。また、大会終了後の北の原の環境維持や将来の三瓶山景観を見据えた管理について協力する。

#### ④三瓶自然館開館30周年に向けて

三瓶自然館は、令和3年で開館30周年を迎えるが、30年経過したことによる経年劣化により建物や設備等の不調がここ数年増えてきている。指定管理の協定に基づき、財団の対応可能な範囲については、計画的に更新を図る。財団の範疇を超えるものは、県の主管課への修繕要望や県有施設長寿命化事業で、更新されるように要望していく。

### (3) 維持管理に関する業務の実施予定

#### 【全施設共通】

#### ①利用者対応業務

・利用者の安全を最優先事項として、快適に楽しめる施設となるよう、日々点検等に努める。万一事故が発生した場合は、誠意をもって迅速かつ適切に対応する。

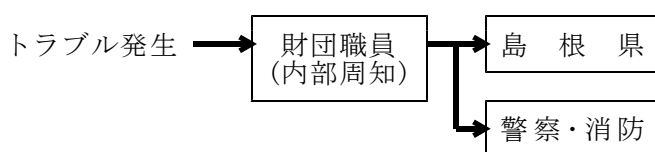
- ・繁忙日は、展示室やビジュアルドーム入口にスタッフを配置し、適切な案内・誘導を行い、混雑によるトラブルを防ぐ。

## ②危機管理

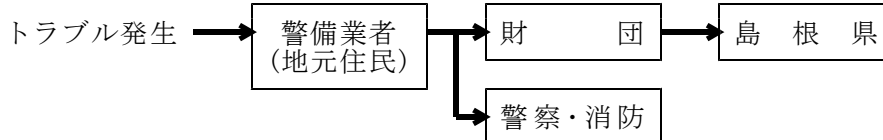
- ・非常時には危機管理対応マニュアルに沿って対処していくが、随時マニュアルの見直しも図りながら事象に合わせて臨機応変に対応できるようにしていく。
- ・消防訓練は法令に基づき年2回、様々な場合を想定して実施する。また、不審者やテロ対策について、他機関と協力し研修訓練を実施する。
- ・閉館(閉園)時は、機械警備システムにより不法侵入、火災の監視を行う。万一、非常事態が発生した場合は、警備会社や警察などと連携して対処していく。
- ・入退出用の扉カギ、警備カード類は、厳重な管理のもと、外部への流出や不正な使用を防ぐ。

### ■連絡系統

[営業時]



[閉館(閉園)時]



## ③設備管理業務

- ・指定管理業務仕様書に準じ、各業務を専門業者へ委託する。詳細については、次表の【管理施設保全計画】に記載。
- ・障害の発生した設備・備品等は、県へ適切な報告を行ったうえで、迅速に修繕を行う(1件10万円未満の範囲)。財団の責により生じた障害については、前項10万円未満の設定にかかわらず、財団で責任を持って修繕する。

## ④清掃業務

- ・指定管理仕様等に準じて実施し、衛生面やサービス上で問題がある場合は、適宜対応していき、利用者に快適に利用してもらえるようにする。
- ・清掃時に使用する洗剤類は環境配慮型のものとするなど、施設の性格を十分に尊重するとともに、周辺環境、地球環境への影響を抑制する。

## ⑤車両管理

- ・専門業者による車検、法定点検など定期的な点検のほか、運転者による乗車前点検により、適切な車両の維持管理を図る。
- ・全職員でのしまね安全ドライブコンテストへの参加、安全運転管理者による講習など、各スタッフの安全運転意識の啓発を図り、事故防止に努める。
- ・万一事故が発生した場合は、安全運転管理規則と危機管理マニュアルに従い、迅速かつ適切に対応する。

## ⑥フィールド管理

- ・指定管理業務仕様書のほか、自然公園法等関係法令を遵守し、特に自然保護、自然環境保全の面で最大限の注意を払うとともに関係機関と適切に連携を図りながら作業にあたる。

- ・草原域の草刈は景観、季節によって見られる植物等に配慮した草刈周期の異なるエリアを設定し、計画的に実施する。山林部、遊歩道等の草刈は、夏休み、秋の行楽シーズンの前を中心に実施し、散策や登山に適した環境を維持する。
- ・登山道は、各季節毎に定期的に巡視するほか、台風や異常気象等の際にも適宜確認し、小規模な歩道の損壊、倒木、危険木は、可能な範囲で修復を行う。
- ・チェーンソー等の機器を使用する職員には講習を受講させ、使用方法や安全面にも注意を払う。
- ・冬季の除雪は、利用者が安全に利用できるよう毎日の開館時までに行う。軒下などの落雪が危険な箇所については適切に立入制限を行うほか、落雪の定期的な除雪に努める。

## ⑦資格者の配置予定

### ⑦常駐義務付資格(指定管理者職員による常駐配置)

- ・防火管理者(三瓶自然館) ……………熊谷正浩(企画情報課)
- ・ 〃 (埋没林公園) ……………大野志津香( 〃 )
- ・安全運転管理者……………石田浩二(総務課)
- ・危険物取扱者……………山本健太郎( 〃 )
- ・ゴンドラ管理者 ……………中村唯史(企画情報課)

### ⑧常駐義務免除資格(委託業者による配置)

- ・建築物環境衛生管理技術者 ……………(株)NTTファシリティーズ
- ・専用水道管理者 …………… 〃
- ・消防設備点検資格者 …………… 〃
- ・浄化槽管理者 …………… 〃
- ・昇降設備管理者(三瓶自然館)…………… 〃
- ・ 〃 (埋没林公園)…………… 〃
- ・電気設備主任技術者 ……………(一財)中国電気保安協会

## 【管理施設保全計画】

### ①指定管理者による点検

項 目	予 定 業 務
建築物全般	目視点検・動作確認 (随時)
上水道設備管理	上水検査 (毎日) 検針 (1回/月)
浄化槽管理	草刈 (2回/年) 検針 (1回/月)
自家用発電機(本館・新館)	目視点検 (4回/月)
空調オイルタンク(本館・新館)	目視点検 (4回/月)
草刈	野外草原域及び公園域の芝刈、草刈及び除草 (1回/月、5～11月)
(自然館周辺、北の原、ヘルシー トレイリングコース)	野外林間域の倒木及び危険木処理 (2回/月、5～11月) 野外歩道類の維持管理、危険箇所の報告 (2回/月、5～11月)
登山道(姫逃コース、名号コース)	野外草原域及び公園域の芝刈、草刈及び除草 (2回/年) 野外林間域の倒木及び危険木処理 (2回/年) 野外歩道類の維持管理、危険箇所の報告 (2回/年)
除雪	随時



## ②委託業者による点検

項 目	予 定 業 務	委 託 予 定
施設清掃(全館)	日常清掃(随時) 定期清掃(年3回以上) 特別清掃(年1回以上) 館内消毒(調整中)	株NTTファシリティーズ
衛生管理業務	ねずみ・害虫駆除(2回/年) 空気環境測定(1回/月) 雨水処理層清掃(1回/年)	株NTTファシリティーズ
上水道管理	受水槽等の清掃・消毒・点検(1回/年) 滅菌器点検(6回/年)	株NTTファシリティーズ
専用水道水質検査	浄水50項目検査(4～12回/年)、 原水40項目(1回/年)	株NTTファシリティーズ
浄化槽維持管理	機器点検・清掃・消毒(3回/月)、水質検査・機能調整(1回/年)	株NTTファシリティーズ
	汚泥スカムの抜き取り(随時)	クリーン(株)
	法11条検査(1回/年)	(公社)島根県浄化槽普及管理センター
自家用電気工作物	月次点検(1回/月)、年次点検(1回/年)	(一財)中国電気保安協会
消防設備	外観機能点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、外観機能点検項目含む)	株NTTファシリティーズ
防火対象物定期点検	定期点検(1回/年)	株NTTファシリティーズ
収蔵庫消火システム	機器点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、機器点検項目含む)	株NTTファシリティーズ
非常用発電設備	機器点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、機器点検項目含む)	株NTTファシリティーズ
灯油焚冷温水発生機(本館)	冷房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年) 暖房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年)	株NTTファシリティーズ
ペレット焚冷温水発生機(本館)	冷房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年) 暖房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年)	株NTTファシリティーズ
灯油焚冷温水発生機(新館)	冷房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年) 暖房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年)	株NTTファシリティーズ
空調関連設備(本館・新館)	機器点検(2回/年) 改正フロン法による法定点検(4回/年)	株NTTファシリティーズ
空調オイルタンク類(本館・新館)	清掃・配管漏洩検査(1回/年) 機器点検、機能試験(2回/年)	株NTTファシリティーズ
昇降機設備(本館・新館)	月次点検(1回/月)、総合点検(1回/年)	株NTTファシリティーズ
ゴンドラ(新館)	ゴンドラ管理者(財団職員)による定期点検 ※現在法定点検を要しない機器を使用中	—
衛生ポンプ設備	機器点検(2回/年)	株NTTファシリティーズ
全天候スカイカメラ	遠隔監視(随時)	株NTTファシリティーズ
全天周投影装置	機器点検(1回/年)	協和通信工業株

	プラネタリウム	機器点検(2回/年)	コニカミノルタプラネタリウム(株)
展 示	本館展示	機器点検(2回/年)	ノムラテクノ(株)
	新館展示	機器点検(1回/年)	(株)丹青社
天 体 観 測 設 備	60cmフオーク式反射望遠鏡	機器点検(2回/年)	(株)西村製作所
	20cmクーデ式屈折望遠鏡	機器点検(1回/年)	(株)五藤光学研究所
	天体ドーム	機器点検(1回/年)	アストロ光学工業(株)
	スライディンググループ	機器点検(2回/年)	(株)角藤
燻蒸設備		外観・作動・気密・警報検査(1回/年)	(株)NTTファシリティーズ
駐車場警備		繁忙日	(株)NTTファシリティーズ
機械警備		毎日	(株)NTTファシリティーズ
自動ドア		機器点検(1回/年)	(株)NTTファシリティーズ
建築設備関連		動作確認(随時) システムの構築運用(随時)	(株)NTTファシリティーズ

## ・埋没林公園

### ①指定管理者による点検

項 目	予 定 業 務
建築物全般	目視点検・動作確認 (随時)
上水道設備管理	目視点検 塩素投入 (4回/月) (随時)
自家用発電設備	目視点検点検 (4回/月)
地下水確認	水位 水質 (随時) (1回/月)
除雪	駐車場、歩道 (随時)

### ②委託業者による点検

項 目	予 定 業 務	委 託 予 定
施設清掃	日常清掃(随時) 定期清掃(年2回以上) 特別清掃(年1回以上) 園内消毒(調整中)	(株)NTTファシリティーズ
上水道施設	機器点検、清掃(1回/年)	(株)NTTファシリティーズ
合併浄化槽	機器点検・清掃・消毒(1回/月) 水質検査・機能調整(1回/年)	(株)NTTファシリティーズ
	汚泥スカムの抜き取り(随時)	クリーン(株)
	法11条検査(1回/年)	(公社)島根県浄化槽普及管理センター

自家用電気工作物	受電設備：月次点検(1回/月)、年次点検(1回/年) 自家用発電設備：機器点検、総合点検(1回/年)	(一財)中国電気保安協会 株NTTファシリティーズ
昇降機設備	月次点検(1回/月)、総合点検(1回/年)	株NTTファシリティーズ
ポンプ設備	機器点検(2回/年)	株NTTファシリティーズ
機械警備	毎日	株NTTファシリティーズ
酸素濃度計	機器点検(1回/年)	株NTTファシリティーズ
草刈	園地	北三瓶よろず会

## 2 調査研究・資料収集整理事業

### (1) 事業概要

三瓶自然館の指定管理者として調査研究、資料収集・整理、普及啓発を行っているが、外部の行政機関などからも、調査研究や資料収集に関する事業、普及啓発や環境教育に関する事業の依頼がある。当財団の設立趣旨や、当財団がもつ専門知識の活用や専門スタッフの派遣の必要性があるものについて、受託・協力してきた。

令和3年度も引き続き、指定管理者として調査研究や資料収集にあたりるとともに、財団の趣旨に合う事業や助成を受け、当該分野における事業の充実を図る。

### (2) 調査研究

#### (1) 指定管理事業に関わる調査研究事業

##### ① 調査研究のテーマ

大項目	小項目	予定のテーマ
県民や行政の課題となっている調査研究	希少動植物の調査・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元ふれあいの里奥出雲公園の希少鳥類調査</li> <li>・鳥類越冬地に関する調査</li> <li>・レッドデータブックの哺乳類調査</li> <li>・テングコウモリの繁殖生態調査</li> <li>・ダイコクコガネ等の希少昆虫調査</li> <li>・レッドデータブック掲載植物の現況調査</li> </ul>
	外来生物の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定外来鳥類の生態調査</li> </ul>
	自然環境保全地域や保護活動実施地の調査やモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域などの動植物調査（赤名湿地、隠岐ユネスコ世界ジオパーク）</li> </ul>
	保護活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草原性希少植物保全研究・計画検討</li> </ul>
島根県の自然系博物館としての調査・研究	自然学習の基礎となる自然科学研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変光星・連星・太陽系外惑星の観測</li> <li>・三瓶山周辺繁殖鳥類の渡り調査</li> </ul>
	地域の自然環境に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内未確認コウモリ類の生息調査</li> <li>・三瓶山の昆虫相に関する調査</li> </ul>
環境教育・環境学習に資する研究その他必要な研究	効果的な環境教育に資する研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートグラスを活用した字幕付きプラネタリウムの発展</li> <li>・池田鉱泉を含む天然放射能を利用した放射線学習プログラム開発</li> <li>・コウノトリの生息をテーマとした環境教育プログラムの開発</li> <li>・タンポポ調査・西日本2020</li> </ul>

##### ② 調査研究の成果の公表

###### ○ 研究報告書の刊行

- ・年1回、島根県立三瓶自然館研究報告を刊行し、関係機関などに配布する。

###### ○ その他の公表や活用

- ・学芸スタッフの専門分野にかかる学会や研究会に参加し、最新の知見の収集と情報交換を行う。

- 天文：日本公開天文台協会、日本プラネタリウム協議会 など
- 地学：日本地質学会 など
- 生物：日本鳥学会、日本昆虫学会、日本哺乳類学会、日本生態学会 など
- ・調査研究項目や概要は、ホームページなどで公開する。
- ・調査研究の成果は、各種講座や研究発表などの場で公表する。

## (2) 外部からの受託による調査研究事業

### ① 石見銀山遺跡自然環境モニタリング(予定)

#### a. 事業概要

- ・委託者：島根県教育委員会 予定契約額：484千円
- ・世界遺産である石見銀山地区の自然環境、特に動植物についてモニタリング調査を行う。

#### b. 事業を実施するうえでの目標

- ・石見銀山地区において観光利用による生物相への影響を把握する。

#### c. 実施計画

- ・4月 委託者との契約、年間計画の作成
- ・4月～ 現地調査
- ・3月 事業報告と精算

### ② 重要生態系監視地域モニタリング推進事業[モニタリングサイト1000](予定)

#### a. 事業概要

- ・委託者：公益財団法人日本自然保護協会 予定契約額：185千円
- ・モニタリングサイト1000里地調査のうち、コアサイトである北の原草原での調査をコーディネートする。

#### b. 事業を実施するうえでの目標

- ・適切なモニタリングの継続とともに、館のボランティア活動の展開を目指す。

#### c. 実施計画

- ・4月 委託者との契約、年間計画の策定
- ・4月～ 定期的なモニタリング調査(植物：11月まで月1回、鳥類：年2季)
- ・3月 事業報告と精算

## (3) 資料収集・整理

### (1) 指定管理事業に関わる博物館資料の収集、保管、活用

#### ① 収集・保管の分野と内容

分野	項目
岩石標本の収集、分類及び整理	岩石・鉱物・化石など地学標本の収集、研磨標本の作成 県内各地の代表的な地形、地質情報の収集 令和4年度夏期特別企画展に向けた化石標本等の購入
天体画像および天文現象の撮影	星雲星団・天文現象などの撮影 取得された天文画像の整理
斃死鳥獣の収集と剥製作成	哺乳類・鳥類などの斃死体の収集 それらを用いた剥製標本・骨格標本の製作 伊達鳥類標本コレクションの再整理

昆虫標本の収集、分類及び整理	岡氏寄贈昆虫標本の整理 淀江氏寄贈チョウ類標本の整理 県内産・展示用昆虫標本の収集と整理
植物標本の収集、分類及び整理	杵村氏寄贈植物標本の整理 アクリル封入標本などの製作
その他の資料など自然科学関連図書の収集と公開	学術図書、図鑑類の収集 入門書、関連雑誌の収集と公開

## ②資料の保存と利活用

### ○資料の劣化防止

- ・第一、第二乾燥収蔵庫及び液浸標本室を対象とした燻蒸、燻蒸設備による標本の燻蒸
- ・収蔵庫内の温湿度、虫害カビ害の日常的なチェック

### ○資料の活用

- ・企画展・常設展での活用
- ・他施設への貸し出し
- ・学習教材や学校教育に資する資料としての活用
- ・館外研究者の要望に応じた公開など、研究資料としての活用

## (2)外部からの受託による資料収集・整理

### ①収蔵品データ整備事業(予定)

#### a. 事業概要

- ・委託者：独立行政法人国立科学博物館 予定契約額：44千円
- ・植物標本の標本データを整備し提供する。

#### b. 事業を実施するうえでの目標

- ・所定のデータフォーマットに整形し、国内外のネットワークで公開する。

#### c. 実施計画

- ・4月 委託者との契約、年間計画の策定
- ・4月～ 標本データの整形、変換
- ・3月 事業報告と精算

## 3 地域との連携・その他の事業

### (1)地域との連携

#### (1)三瓶山広域ツーリズム振興協議会

- ・大田市、美郷町、飯南町の1市2町の行政及び各種団体で構成される協議会に参画し、協議会のPR事業に主体的に取り組む。
- ・本協議会は、アウトドアレジャーを軸に、三瓶山を中心とする地域への入り込み増を目指している。令和3年度も引き続き、アウトドア用品メーカー「モンベル」の広島店頭PR「三瓶フェア」への出展が予定されており、山陽エリア特に広島県を中心に広報を行う計画である。また、圏域内の事業者間でのネットワーク化を進め、一体的な事業展開を行う。

#### (2)国立三瓶青少年交流の家との協力

- ・国立三瓶青少年交流の家を利用する研修生の活動、さんべ祭や広島県へのPR活動、エコツアー型イベントなどに連携して取り組む。

### (3) 市民グループとの連携による環境保全

- ・ 姫逃池の景観の保全、県内の希少植物の保全など、市民グループと連携して活動を行う。

### (4) 近隣小中学校との連携

- ・ 学校教育に三瓶自然館を活用するプログラムを教員と共同開発し、実践する。

### (5) 地元住民との連携

- ・ 三瓶地区の住民との交流を促進し、地域に根ざした博物館運営を目指す。

### (6) 大田市による日本遺産事業への協力

- ・ 三瓶小豆原埋没林を構成文化財の中核とした日本遺産の活用を図るため、ガイド養成やPR映像制作などの各種事業への協力を行う。

## (2) 他施設との連携

### (1) サヒメル・アクアス・ゴビウス自然系三館交流

- ・ 県内の自然系三館において意見交換、研修会等を実施する。
- ・ イベント開催時に相互に展示ブースを出展するなど、連携した事業展開を図る。

### (2) 古代出雲歴史博物館

- ・ 古代出雲歴史博物館との相互割引を実施し、双方の入館者への両施設の周知と集客増を図る。

### (3) しまねミュージアム協議会

- ・ 県内約70館が加盟している協議会である。情報交換や研修会を通して幅広い連携を図る。

### (4) NPO法人西日本自然史系博物館ネットワーク

- ・ 同ネットワークに協力し、共同事業や情報の交換・共有に取り組む。

### (5) 国立科学博物館

- ・ 「教員のための博物館の日」及び秋冬期企画展を連携して実施する。

## (3) 各種研修等の受け入れ

### (1) 博物館実習

- ・ 島根大学や他大学から博物館実習生の受け入れを行う。学芸課スタッフが指導にあたることで、さまざまな分野のカリキュラムを可能とし、多岐にわたる実習内容を提供する。

### (2) 職場体験

- ・ 中学生～大学生までの職場体験実習の受け入れを行う。学芸課スタッフを中心に、各セッションでの業務を体験することで、博物館やキャンプ場の業務を体験できる機会を提供する。

### (3) 各種研修

- ・ 教育機関の新任教員研修や教員11年目研修などの受け入れを中心とし、主に学芸課スタッフが指導にあたる。自然観察や理科教育の一助とできるプログラムやスキルを学ぶ機会を提供する。

# Ⅲ.地球環境の保全に関する活動支援事業

## 1 運営方針

### 関係機関との協働・連携による事業展開

松江事務所は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された県指定の地球温暖化防止活動推進センターとして、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全に関する普及啓発に努めるとともに、島根県環境総合計画(策定中)等各種の計画に基づき、県民一人ひとりに自発的な環境配慮行動を促すため、国、県、市町村及び島根県地球温暖化防止活動推進員・しまねエコライフサポーターや地域で活動する様々な主体との協働・連携による事業展開を図る。

## 2 事業概要

県民一人ひとりに地球温暖化問題やエネルギー問題、その他環境保全上の諸課題に対する関心を高めてもらうよう、様々な手段を用いて情報提供を行い、県民自らの意識や行動の変化につながる事業を推進する。

県・市町村等と協働・連携しながら様々な効果的な事業を展開するとともに、地球温暖化防止活動推進員や県内各地で環境保全活動に自主的・積極的に取り組む団体等との協働・連携による事業の実施や活動費の助成などを行うことにより、活動の充実を図っていく。

## 3 環境保全活動支援

### (1) 環境保全活動支援事業の実施

- ・県民主体による環境保全活動を促進するため、環境保全や地球温暖化防止活動に自主的・意欲的に取り組む県内のボランティア団体やNPO法人の活動を対象に、その活動費の一部を助成する。

### (2) 環境保全活動団体支援・協働連携促進事業の実施

- ・県内外の多様な主体と連携し、SDGs(持続可能な開発目標)やESD(持続可能な社会づくりの担い手を育む教育)をはじめとした環境教育を協働で実践し、地域の多様な課題の同時解決を図る持続可能な地域づくりに、中間支援組織として主体的に参画するとともに、活動を発展させるために伴走支援を行う。
- ・持続可能な地域づくりに参画する新たな人材を発掘するとともに、スキルアップを支援することで人材の育成を進める。
- ・行政機関や環境保全活動団体と連携し、多様なニーズに応じた環境学習プログラムの開発と提供を行う。
- ・環境保全活動に取り組む個人や団体を対象とした相談・助言を行うとともにその活動支援も併せて行う。
- ・環境学習や普及啓発に必要な資材の制作・取得と活用、ライブラリーや啓発機材の整備と県民への提供・貸出などを行う。

### (3) エコライフ情報の発信

- ・県民の生活に密着した情報発信を目指し、県民に環境配慮行動を含めた倫理的な消費(エシカルな消費)を促すため、県内の多様な主体と連携することで情報共有を行いながら、多様なメディアを活用し情報発信を行う。



#### (4) 親子で取り組む環境活動促進事業の実施

- ・子どもの発達段階に応じた環境教育として、未就学児や小学生が生活の中で環境配慮行動を身につけるとともに、親世代や祖父母世代など、家庭において多世代で環境についてのコミュニケーションや行動を促すことを目的に、ワークシートやミニエコ講座など学びと体験を伴ったプログラムを実施する。

## 4 地球温暖化対策(地球温暖化防止活動推進センター)

#### (1) しまエコ推進会議生活部会の運営(家庭向けの地球温暖化対策事業)

- ・島根県が新たに策定する島根県環境総合計画に基づき、民生家庭部門において気候変動対策や循環型社会の形成など多様な環境問題をテーマとしながら、消費者として環境に配慮した消費行動を促すため、消費者団体や学生、NPO、企業など多様な主体と連携した普及啓発と実践行動を協働実施する。

#### (2) エコなつながりづくり事業の実施

- ・若年層の環境保全活動を支援するため、大学等のゼミやサークルなどの団体を「しまエコユースサポーターズ」として登録し、活動の支援と情報発信を行う。また、環境問題への関心層を掘り起し、自主的な環境配慮行動を促すため、啓発セミナー等への参加者等の中から「しまねエコライフサポーター」として登録し、様々な環境情報の発信を行う。
- ・平成30年12月に知事から委嘱を受けた第9期(任期2カ年)の島根県地球温暖化防止活動推進員(令和元年12月末日現在44名)を対象に、知識習得、自己啓発、スキルアップ等を目的とした研修会を開催する。
- ・島根県地球温暖化防止活動推進員及びしまねエコライフサポーター(以下「推進員等」という。)のグループでの自主的・主体的な幅広い活動を促し、自ら活動を企画・立案・実施できるよう、活動に対する伴走支援を行う。
- ・推進員等の活動に必要な情報の提供、啓発用グッズの作成や機材の貸出等を行うとともに、推進員等間及び推進員等と関係機関との連携を促し、活動が円滑かつ活発に展開されるよう支援する。
- ・推進員、市町村、地域協議会との間の情報交換を促すため、地球温暖化に関する専門家の知見や推進員等の活動等を紹介する情報紙を発行し、推進員等や関係機関へ情報提供する。

#### (3) 住まいの省エネ推進事業の実施

- ・住宅の省エネルギー化を促進し、省エネ性、省資源性などの住宅性能の向上による快適性や健康への寄与など、省エネ住宅がもたらす様々な効果について啓発し、普及促進を行う。
- ・建築業界の実務担当者を対象としたセミナーや建築系の学科等を有する学校の学生を対象としたワークショップを実施するとともに、多様な媒体を用いて県民に広く情報発信を行う。
- ・環境省が主導する「家庭エコ診断事業」による「うちエコ診断」により、生活習慣の見直しや省エネに配慮した機器の導入など、それぞれの家庭の事情に合ったライフスタイルを提案し、CO<sub>2</sub>の着実な削減につなげていく。

#### (4) 市町村支援事業の実施

- ・市町村が実施する環境政策関連事業に対して、情報提供や助言など企画段階からの支援を行うとともに、その推進を支援するため、ニーズ把握等のヒアリングを行う。
- ・市町村に対して、地球温暖化対策に関する最新情報や他の自治体の取組事例を学ぶ研修を行い、地域課題の共有や解決のためのアイデアや取組手法を作る場を提供する。

# IV. 北の原キャンプ場の管理運営事業

## 1 運営方針

- 国立公園三瓶山の豊かな自然環境の中に位置し、中国地方屈指の規模を有する当施設の魅力と長所を最大限に引き出し、来場者が自然の中での生活～アウトドアライフ～を安心して楽しめる管理運営に努める。
- 施設の設置目的の達成を目指すことを念頭に各種事業を展開する。また、国内のアウトドア市場が急速に拡大し、キャンプにおいても楽しみ方が多様化するなか、当施設においては、時代の流れに左右されることなく、自然体験の本質を体感できるキャンプ場づくりを探求し、差別化を図る。
- 当施設は、主要集客地域である県内東部、広島県を中心に初心者から上級者まで多くの人々が利用している。これら来場者のニーズ把握に努めながら、キャンプ用具の貸出や食材の提供などを行う。また、これまでのノウハウを活かした各種サービス等の自主企画により、三瓶山観光の拠点施設として、大田市の観光を牽引する役割を目指す。
- ドッグランや愛犬と宿泊できるバンガローを目的とした利用者が継続的に訪れている。この豊かな自然環境の中で犬と一緒に遊び、宿泊、隣接のドッグカフェで食事もできるという魅力を、さらに多くの人に情報発信し、利用の拡大を図る。
- 閑散期となる冬期は、ケビン鍋プランやスノーシュー、歩くスキー、雪遊びを積極的にPRし、利用促進を図る。
- 感染防止策として令和2年度に開始した完全予約制を継続する。また、消毒・換気等の基本的な対策を引き続き継続し、安全・安心な利用環境の提供に努める。

## 2 事業概要

多彩なテントサイト、ケビン、ドッグラン、ドッグバンガローという充実した施設と設備を備え、初心者から上級者まで楽しめるキャンプ場として、利用者が利用しやすいサービスの向上に努め、効率的かつ効果的な管理運営を行い、一層の利用促進を図ることとする。

「北の原キャンプ場指定管理者仕様書」に基づく業務

- ・ 広告・宣伝及び営業活動等による利用促進に関する業務
- ・ 適切な人員配置等を考慮した事業計画及び収支予算・決算に関する業務
- ・ 利用者に分かりやすい利用料金表示とその徴収事務等に関する業務
- ・ 円滑なサービス提供を行うための施設及び設備、備品の維持管理及び保全に関する業務
- ・ 地域連携、観光振興等、その他の業務

## 3 管理運営計画

### (1) 開場計画

#### ① 開場日

● 令和3年度開場予定日数：333日 ※条例上は244日 <資料1>

#### ○ 全施設開場日

- ・ 4月1日～11月30日(241日営業)

○条例で定められた休場日

- ・12月1日～3月31日。ただし、ケビン、バンガロー、ドッグラン及びセントラルロッジにあっては、12月29日～1月3日までの間を除き、あらかじめの許可を受けることにより、これらの施設を利用することができる。

○施設の効果的な運営のため、次の変更を行う。

- ・特別開場：12月1日～3月31日(92日営業)、ケビン7棟及びセントラルロッジのみ
- ・臨時休場：5月28日～5月30日(植樹祭開催のため)、12月1日～3月31日の火曜日
- ・メンテナンス休場：12月の第1月曜日から5日間

## ②臨時休館

- ・暴風、豪雨、豪雪などにより自然災害等が発生又は発生するおそれがある際は、利用者の安全確保を最優先し、指定管理者の判断により臨時休場する場合がある。

## (2)施設の運営に関する計画

### ①予約及び利用の受付

○宿泊施設、キャンプ場の運用

- ・空き状況をホームページから情報提供するとともにインターネット予約サービスの導入を検討する。
- ・利用者の希望施設への利用振り分け及び調整を行う。
- ・平日の利用促進や高単価施設の稼働率向上に向けたサービスプランの造成を検討する。

○来場者の対応

- ・施設内外では、適切な接客対応を心がける。
- ・夜間不審者の侵入防止対策を講じる。
- ・宿泊利用者が多い時期は、営業時間外の待機・対応や夜間の緊急対応が可能な体制をとる。
- ・感染症対策を十分に講じた上で、来場者が安全に利用できる環境づくりに努める。

○ドッグラン及びドッグバンガロー

- ・ドッグランとドッグバンガローを活用し、愛犬家のニーズを取り込み集客を図る。
- ・隣接する三瓶バーガーと連携し、愛犬と一緒に食事と宿泊もできる環境の良さをPRする。

○立地条件及び特色を活かした事業展開

- ・三瓶登山のベースキャンプ地であるほか、隣接の三瓶自然館で天体観測会(夜のアクティビティ)が体験できるキャンプ場としての魅力を活かし、それらに特化したサービスの造成や情報発信に努める。また、メインターゲットであるファミリー層に向けた情報発信を重点的に行い、集客促進に繋げる。

## ②自主企画事業の実施

○イベント

- ・来場者のニーズに合ったイベントを実施し、満足度の向上を図るとともにリピーターの確保に努める。また、三瓶自然館と一体的に取り組むことで魅力向上を図る。〈資料2〉

○物販、貸出など(利便提供事業)

- ・マキや炭などキャンプ用消耗品、食品・飲料などの販売、キャンプ用品の貸出。
- ・バーベキューセットの提供(夏期)、鍋セット宿泊プランの提供(冬期)。
- ・スノーシュー、歩くスキー、ノルディックウォーキング用ポールの貸出。

○三瓶自然館との連携サービス

- ・宿泊利用者を対象とした三瓶自然館割引券の提供。

### ③利用者へのサービス向上

- ・アンケートの実施により、利用者ニーズの把握に努める。
- ・三瓶山登山情報や周辺観光情報の提供。
- ・利用方法や施設情報を利用者にはわかりやすく伝えるために、ホームページやSNSを中心に動画による情報発信も新たに実施する。

## 4 施設の維持管理

利用者に安全で快適な環境とサービスを提供するため、きめ細かな維持管理及び保全を実施する。施設と設備は開場から50年以上が経過し、老朽化が進行している。日常の点検を徹底し、不具合箇所の確認と対策、計画的な更新を図る。また、施設の状況を「施設設備維持管理台帳」に記載し、徹底した管理を行う。

原則、三瓶自然館等施設の「施設管理の基本方針(p12)」に準じ、適切な管理にあたる。

### (1) 法定点検の実施予定

項 目	予 定 業 務	委 託 予 定
上水道管理	専門業者による受水槽等の清掃・消毒・点検(1回/年)、 滅菌器点検(4回/年)	自然館と一体となって管理
専用水道水質検査	財団職員による色・濁・臭・残留塩素測定(毎日) 専門業者による浄水50項目検査(4～12回/年) 原水40項目(1回/年)	自然館と一体となって管理
浄化槽維持管理	専門業者による機器点検・清掃・消毒・汚泥スカムの 抜き取り(3回/月)、水質検査・機能検査(1回/年) 法11条検査(1回/年)	自然館と一体となって管理
自家用電気工作物	専門業者による月次点検(1回/月) 年次点検(1回/年)	自然館と一体となって管理
消防設備	専門業者による外観機能点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、外観機能点検項目含む)	未定
荷物用昇降設備	専門業者による月次点検(1回/月)、定期検査(1回/ 月)、総合点検(1回/年)	山陰エレベータ㈱

### (2) 宿泊施設における衛生管理予定

- ・キャンプ場スタッフによる清掃・消毒(利用終了毎。繁忙期はケビンとバンガロー施設のみ業者委託)
- ・キャンプ場スタッフによるリネン天日干し(3回/年)
- ・専門業者によるシーツクリーニング(利用終了毎)

### (3) 資格者の配置予定

- ・防火管理者 ……………岡田 桂

## 5 施設の利用許可

### (1) 利用料金等の設定

- ・「わかりやすいこと」「利用しやすいこと」「合理的であること」を踏まえ、以下のとおり設定する。  
(単位：円)

施設の種別		利用区分	通常期	繁忙期	閑散期
宿泊施設	オートサイト (Aサイト)	宿泊	3,700	4,600	—
		休憩(1時間)	1,700	2,100	—
	オートサイト (Aサイト以外)	宿泊	3,200	4,100	—
		休憩(1時間)	1,700	2,100	—
	オートサイト (電源設備)	宿泊	500	600	—
		休憩(1時間)	300	300	—
	一般サイト	宿泊	1,000	1,100	—
		休憩(1時間)	450	550	—
	小型ケビン	宿泊	11,600	12,800	8,900
		休憩(1時間)	800	900	700
	大型ケビン	宿泊	20,900	23,000	15,800
		休憩(1時間)	1,700	1,800	1,400
	バンガローA	宿泊	7,500	7,800	—
		休憩(1時間)	450	500	—
バンガローB	宿泊	7,000	7,300	—	
	休憩(1時間)	400	450	—	
バンガローC	宿泊	8,600	8,900	—	
	休憩(1時間)	600	650	—	
その他の施設	キャンプファイヤー場	1箇所1回につき	2,500	2,900	—
	ドッグラン	半日利用	600	600	—
		1日利用	800	800	—
	多目的ホール	1時間あたり	800	1,000	800
集会室	1時間あたり	600	700	600	

※消費税法改正に伴い令和元年10月に上記料金を改正した。

### (2) 利用料金の減免

- ・児童生徒の教育課程での利用、割引カードの提示者など、減免対象者は利用料金を減免する。

### (3) 利用の許可

- ・施設利用の申し出に対して、利用目的等に応じて許可の可否判断を含め、適切な事務手続きを行う。

### (4) 施設の貸出など

- ・施設の貸出を行う場合は、利用者が利用の目的を十分に果たせるように利用方法や設備について丁寧な指導、助言を行うとともに利用手引きを作成し、閲覧可能な状態で公開する。
- ・受付業務にあたっては、受付窓口においてスタッフが対応するほか、必要に応じて補助し、利用者が気持ちよく施設を使用できるよう対応する。
- ・利用施設等に応じて、利用申請の書類を常備し、迅速な手続を行う。

# V. 施設利用者への利便提供事業

## 1 物販事業

### (1) 三瓶自然館(ミュージアムショップ「ひめのが」)

- ・三瓶自然館30周年記念のオリジナルグッズを製造する等、30周年に合わせたフェアを実施し、来館者の期待感と購買意欲を高める。
- ・博物館のショップならではのテーマ性と商品構成を前面に出した販売展開を行う。
- ・企画展の開催時期には、それぞれテーマに関連する商品を取り揃え、販売促進を図る。
- ・近隣の業者等との共同により、三瓶山らしい商品の仕入れや開発を目指し、来館者の土産購入ニーズに応えるとともに、地域活性化を視野に入れた取り組みを行う。
- ・ショップのロゴマークを利用し、オリジナルグッズを製造する。
- ・新たな販売機会の創出として、ホームページやSNSを利用した通信販売を試行する。

### (2) 三瓶小豆原埋没林公園

- ・整備時に派生した埋没杉材(以下「派生材」)を利用した商品開発を行ってきたが、その在庫が減少し、製作できる商品に限られつつある。来園者に埋没林らしさとその希少性の高さを理解していただくことのできる新たな商品の検討を継続し、派生材枯渇時に向けて準備する。また、派生材に頼らない商品開発や視野を広げた土産商品の仕入れも検討する。
- ・季節毎にターゲットを絞り、陳列の入れ替えを行い、客単価の向上を図る。

### (3) 北の原キャンプ場(キャンパーズショップ北の原)

- ・利用者が快適にキャンプを楽しめるよう、食料品・燃料・玩具等を取り揃え販売する。
- ・夏期はバーベキュー食材、冬期は鍋食材を手ごろな価格で提供し、手軽に楽しめるキャンプスタイルを提案して利用促進を図る。
- ・野外活動に役立つ道具など、キャンパーズショップらしい商品構成を展開することで、利用者の期待感と利便性を高める。
- ・市場ニーズを把握するとともに、話題性のある商品を取り揃えることにより、トレンド感のあるショップづくりに努める。
- ・感染症対策で「代表者のみ受付」としている状況を鑑み、利用者の利便性を確保するためにも、屋外での販売方法を検討する。
- ・キャンプ需要の高まりに合わせ、ステッカー等のオリジナル品を製造し販売する。

## 2 貸出事業

### (1) 北の原キャンプ場

#### ○キャンプ用品

- ・初心者が手軽にキャンプを体験できるようにテント、シュラフ、ランタンなどのほか、各種炊事用品の貸出を行う。また、利用率の高い焚き火台のレンタル品を充実させ、利用者に行き届くよう努める。
- ・ホームページにレンタル品を写真付きで掲載し、利用率の向上を目指す。

#### ○ノルディックウォーキング用ポール

- ・ノルディックウォーキング用ポールの貸出を行い、ヘルシートレイリングコースの活用を図り、ウォーキングフィールドとしての三瓶山の魅力を紹介する。

#### ○雪上遊具

- ・スノーシューなどの雪上遊具の貸出を行い、冬の三瓶山の魅力を発信し、冬期の利用拡大を図る。

# 令和3年度 自然館開館カレンダー

■ 休館日   
 ■ 春期企画展   
 ■ 夏期企画展   
 ■ 秋冬期企画展   
 □ 冬期企画展

## 4

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

## 10

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

## 5

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※植樹祭臨時休館

## 11

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

※工事休館の可能性有り

## 6

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

## 12

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 7

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## 1

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

## 8

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

## 2

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

## 9

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

## 3

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

# 令和3年度 三瓶小豆原埋没林公園 開園カレンダー

休園日

4

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

6

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

9

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

3

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



# 令和3年度 キャンプ場 営業カレンダー

	休場日	レギュラー	ホリデー	ウィンター	臨時休場		
4	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	
5	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
30	31						
							※植樹祭臨時休場
6	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
7	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
8	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
9	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		
10	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
31							
11	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
12	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
1	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
30	31						
2	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28					
3	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

## 資料2 令和3年度イベント一覧表

### ■三瓶自然館

実施日	名称	内容
5月、6月、9月、10月、11月の年5回実施	サヒメル科学探険隊 5月23日(日) 国立公園を知ろう/月食の仕組みを学ぼう 6月13日(日) 三瓶山の自然を調べよう 9月12日(日) 企画展見学/太陽観察と日時計作り 10月24日(日) 島根大演習林での活動 11月7日(日) 埋没林公園見学/活動発表	自然科学に興味のある小学生(4~6年生)を対象に、サヒメルや館外で年5回の活動を実施。活動内容は自然科学に関するテーマに自然観察や実験、実習、学習を行う。内容に応じてサヒメルの学芸員や外部講師が指導する。
毎月第3日曜日	サヒメルきつずサンデー	子育て支援の日に合わせ、きつずプラネタリウムやデジタル紙芝居など子供向けのイベントを実施。
4月18日(日)	さんべの森たんけんたい ～春の森であそぼう～	キャンプ場で飯ごう炊さんを行って作った弁当を持って草原を散策し、自然観察を行う。
4月25日(日)	アルマ望遠鏡講演会	国立天文台チリ観測所・平松正顕助教を講師に迎え、アルマ望遠鏡が解き明かした最新の天文学についての講演会を実施。
6月6日(日) 6月27日(日) 7月11日(日) 7月25日(日) 8月1日(日) 8月29日(日) 10月3日(日) 12月5日(日)	親子で作ろう工作教室	親子で楽しむ自然や科学をテーマにした工作教室。インタープリターが工作の企画と指導をする。
5月1日(土) ～4日(火)	ゴールデンウイーク天体観察会	天文台で春の星座や天体を観察する。4日間実施。
5月9日(日)	バードウォッチング講座 ～さえずりから識別 基本10種編～	三瓶自然館周辺を歩きながら、ホオジロやキビタキ、メジロなどの身近な野鳥のうち基本10種のききわけに挑戦する。
5月16日(日)	春の男三瓶山に登ろう	新緑の男三瓶山に登りながら自然観察を行う。
5月26日(水)	皆既月食観察会	天文台の望遠鏡で、皆既月食を観察する。
5月下旬 ～6月上旬	プールの水抜いてみた	夏以降プールに溜まった水の中にいる生きものを採集して観察する。活動場所は大田市民プール。夏期企画展関連イベント。
6月13日(日)	さんべの森たんけんたい ～初夏の森であそぼう～	キイチゴを摘んでジャムを作り、手作りパンにつけて食べる体験。

7月18日(日)	手袋あれば意外といける? 昆虫好きな子を持つ大人のための昆虫教室	昆虫好きな子供をもつ保護者向けによく見られる昆虫の種類、安全な触れ方、飼い方を解説。夏期企画展関連イベント。
7月31日(土)	夏の夜の昆虫観察	トラップをつかって虫を集めたり、森の中を歩いて、夜に活動する昆虫たちを観察する。夏期企画展関連イベント。
8月6日(金) (サヒメル会場) 8月5日(木) 7日(土) (アクアス会場)	教員のための博物館の日inサヒメル&アクアス	教員や教育関係者等を対象とした、自然観察指導や教材開発支援などの実習を含む研修型のイベント。
8月8日(日)	ざんねんな虫の話	身近でありながら意外と知らない虫についての話題を紹介。夏期企画展関連イベント。
8月12日(木) ～15日(日)	夏休み天体観察会	天文台で夏の星座や天体を観察する。4日間開催。
8月22日(日)	昆虫工作祭り	身の回りにあるプラスチックを使うなどして昆虫に関する工作を行う。夏期企画展関連イベント。
9月11日(土)	みつばちの話とハチミツしぼり体験	養蜂家の方にみつばちの生態や養蜂について教わり、ハチミツ絞りも体験する夏期企画展関連イベント。
9月15日(水) ～20日(月)	字幕付きプラネタリウム投影	老人福祉週間、障がい者福祉週間に合わせ、聞こえに不安のある来館者に向け、字幕付きのプラネタリウムを投影する。
9月19日(日)	秋の七草観察会	西の原の草原で秋の七草を中心とした自然観察を行う。
10月9日(土) ～11月4日(木)	ススキの迷路	北の原のススキ草原に迷路を難易度別に数コースを設置。
10月10日(日)	学芸員の仕事を体験してみよう プラネタリウムを操作しよう	サヒメルのプラネタリウムを操作して、仕組みや役割を学びます。
10月17日(日)	きつずサンデー☆スペシャル 「LIFE いのち」上映会	大型ドーム映像「LIFE いのち」の特別上映とめばえの森代表森春奈氏によるバランスボールのイベント等を実施。
10月24日(日)or 10/31(日)	さんべの森たんけんたい ～秋の森であそぼう～	火おこしにチャレンジするほか、どんぐりや落ち葉を使って、秋ならではの遊びを楽しむ。
11月毎週日曜日 11月23日(火)	熟睡プラ寝タリウム	寝ても良いというコンセプトで行うプラネタリウム投影。
11月14日(日)	学芸員の仕事を体験してみよう 天体望遠鏡を操作しよう	サヒメルの天体望遠鏡を操作して、仕組みや役割を学びます。
11月19日(金)	部分月食観察会	天文台の望遠鏡で、部分月食を観察する。

11月14日(日)	生物画をかこう！	標本を計測しながら細かく描く細密画を学ぶ講座。
12月12日(日)	学芸員の仕事を体験してみよう 大久保間歩でコウモリを調べてみよう	大久保間歩で冬眠中のコウモリを観察し、その生態を学びます。
1月2日(土)、 3日(日)	お正月イベント	雑煮のふるまいやビンゴ大会などで正月を楽しむイベント。
1月9日(日)	学芸員の仕事を体験してみよう 標本庫に入ってみよう 1	博物館の裏側、標本庫の中に入り、機能や役割を学びます。
1月23日(日) or1月30日(日)	さんべの森たんけんたい ～冬の森であそぼう～	北の原での雪遊びとキャンプ場での昼ご飯作りを体験。
2月6日(日)	歩くスキーでアニマルトラッキング	歩くスキーで北の原を歩き、足跡や糞など動物たちの痕跡を探して観察するほか、雪の結晶や冬眠中の昆虫などについて紹介。
2月13日(日)	学芸員の仕事を体験してみよう 標本庫に入ってみよう 2	博物館の裏側、標本庫の中に入り、機能や役割を学びます。
3月13日(日)	星よりも、遠くへ	東日本大震災に関連したコンサートとプラネタリウム番組の実施。ビジュアルドームリニューアル記念。
3月13日(日)	学芸員の仕事を体験してみよう 水槽の生き物のお世話をしよう	本館2階の生き物たちのお世話を通し、展示の役割や生き物と接する心構えを学びます。
3月19日(土) ～5月29日(日)	日本星景写真協会巡回展	日本星景写真協会による第4回巡回展「星の風景2022」を誘致。ビジュアルドームリニューアル記念。

### ■三瓶小豆原埋没林公園

実施日	名 称	内 容
4月24日(土)	月イチガク① 「石見の火山・石見銀山」	火山が作った石見銀山。火山としての特徴が、世界的な影響を及ぼすほどの銀の量産につながったことを紹介。
5月8日(土)	月イチガク② 「大田の古墳」	大田市内の古墳について、最新の調査を含めて考古学の専門家、野島智美氏が紹介。
6月12日(土)	月イチガク③ 「埋もれ木ネット①魚津埋没林と蜃気楼」	海底に沈んだスギ林、魚津埋没林と富山湾の蜃気楼を、魚津埋没林博物館とオンラインでつないで紹介。
7月24日(土)	月イチガク・フィールド 「三瓶火山の標本作り」	火山灰や軽石の標本を作りながら、三瓶火山の歴史を学ぶ。フィールドワークと実習。
8月7日(土)	月イチガク④ 「おおだの祭り」	琴ヶ浜で行われる馬路の盆踊りなど、大田市の特徴的な祭りを民俗学研究者の多田房明氏が紹介。
8月9日(月)	月イチガク・ジュニア 「石ころで知る“石見の火山”」	大田市の海岸で見つかる石から、日本遺産“石見の火山”を紹介。持参した石の鑑定会も実施。

9月25日(土)	月イチガク⑤「埋もれ木ネット②氷期の森と旧石器人」	宮城県仙台市で発見された2万年前の森と旧石器人の生活の痕跡を仙台市富沢遺跡保存館とオンラインでつないで紹介
10月23日(土)	月イチガク⑥ 「島根半島・宍道湖中海ジオパークを歩く」	ジオパークのとおきのおきの見どころを、同ジオパーク推進協議会とオンラインでつないで紹介。
11月20日(土)	月イチガク⑦ 「埋もれ木ネット③火山が埋めた森」	三瓶小豆原埋没林と阿蘇火山の巨大噴火で埋もれた9万年前の森を、日田市立博物館とオンラインでつないで紹介。
12月11日(土)	月イチガク⑧ 「地層が語る7万年「年縞」	1年ずつたまった地層が7万年分残る福井県の水月湖の「年縞」を、福井県立年縞博物館とオンラインでつないで紹介。
1月15日(土)	月イチガク⑨ 「雲仙火山の噴火と災害」	三瓶火山との共通点が多い雲仙岳の活動と、平成噴火で発生した災害を雲仙岳災害記念館とオンラインでつないで紹介。
2月5日(土)	月イチガク⑩ 「海を旅した石見焼」	東北、北海道にまで伝わった石州瓦、はんど。その行方と流通の歴史を、石見焼の研究者、阿部志朗氏が紹介。
3月12日(土)	月イチガク⑪ 「先端技術で年輪を読む」	年輪から読み取ることが期待される気候変化の情報や、その木が生きていた年代の特定などを紹介。

## ■北の原キャンプ場

実施日	名 称	内 容
5月16日(日) 6月20日(日) 10月17日(日) 11月21日(日)	ASOBO ースラックラインとハンモックー	デーキャンプエリアにスラックラインやハンモック等を設置し、10時から15時まで。有料として、対象は宿泊者にかぎらない。
4月18日(日) 6月13日(日) 10月24日(日) or10月31日(日) 1月23日(日) or1月30日(日)	(共同開催) さんべの森たんけんたい ～春・初夏・秋・冬の森であそぼう～	<p>【春】キャンプ場でご飯炊きにチャレンジし、おにぎり弁当を作って草原にお散歩に出かけます。</p> <p>【初夏】キャンプ場でキイチゴ摘み。摘んだイチゴでジャムを作り、手作りパンにつけて食べます。</p> <p>【秋】キャンプ場で火おこしにチャレンジ。どんぐり落ち葉を使って、秋ならではの遊びも楽しめます。</p> <p>【冬】北の原で雪遊び。お昼はキャンプ場でお昼ご飯をつかって食べます。</p> <p>(目的・意義) 幼児をメインとしたイベント。基本は親子で楽しく遊ぶ!! 遊びを通して、自然とふれあってもらふことを目的とする。</p>

### 資料 3

様式 4 - 2

## 不利益処分に対する処分基準

(整理番号 : 001)

平成27年4月1日

1. 根拠規程等	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例 第15条
2. 不利益処分の概要	許可の取り消し、条件の変更
3. 処分基準（未設定の場合はその理由）	<p>使用許可の取り消しについては、施設内の秩序の維持の観点から措置を行うかどうか判断することとなるが、違反者の瑕疵の程度や、他の利用者への迷惑度、自然館等の施設等の棄損の度合いなど、様々な状況を考慮して客観的に判断されなければならない。</p> <p>また、管理上の必要性により使用許可条件の変更を要する状況を予測することは困難であり、個別の事例により公益性等を考慮して判断せざるを得ない。</p> <p>よって、一律に基準を設定することは困難である。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第15条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して、同項の許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止若しくは自然館等からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p>
4. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
5. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

## 資料 4

様式 2 - 2

### 申請に対する審査基準

(整理番号：002)

平成31年4月1日

1. 根 拠 規 程 等	島根県立三瓶自然館及びその付属施設の設置及び管理に関する条例 第14条第1項
2. 許 認 可 等 の 種 類	施設の利用許可
3. 審 査 基 準	<p>次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可をしない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。</li><li>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。</li><li>3 自然館等の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。</li><li>4 その他管理上の支障があるとき。</li></ol> <p>(利用の許可)</p> <p>第14条 有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p>
4. 標 準 処 理 期 間	10日間
5. 申 請 先	島根県立三瓶自然館又は各利用施設
6. 処 分 を 行 う 施 設 名	島根県立三瓶自然館又は各利用施設
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 企画情報課

## 申請に対する審査基準

(整理番号：003)

平成31年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第17条
2. 許認可等の種類	利用料金の減免
3. 審査基準	<p>1 島根県立三瓶自然館及び附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条表1から4に定めるもの 判断基準…同規則に定める区分に該当するとき。 減免額…同規則に定める額(全額、1/2の額、2割)</p> <p>2 同条表5に定めるもの (1) 島根県等行政からの要請に基づくもの(例:児童福祉週間、老人週間、身体障がい者福祉週間、遣島使カード等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額、1/2の額、2割 (2) 広報目的のもの(例:各メディア広報による特典等) 判断基準…広報対象が広く一般であるとき又は県立施設の広報として適切であるとき。 減免額…観覧料の全額又は2割 (3) 指定管理者の事業展開(他施設等との連携含む)又は当該施設の利用促進を図る目的のもの(例:企画展招待券、島根県立施設等との連携割引等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額又は2割 (4) サービス向上目的のもの(例:観光バス等の運転手、添乗員及びタクシー運転手等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額又は2割</p> <p>なお、各事例は突発的に要請又は実施の必要が生じることもあり、限定的な列挙は困難である。また、経営への支障は、1を除く減免額総額の年間見込み額が300万円を超える場合に考慮する。</p> <p>(利用料金等の減免) 第17条 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金等の減免をすることができる。</p>
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	観覧料：島根県立三瓶自然館又は埋没林公園 利用料：島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	観覧料：島根県立三瓶自然館又は埋没林公園 利用料：島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 企画情報課



## 申請に対する審査基準

(整理番号：004)

平成27年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例 第18条
2. 許認可等の種類	利用料金等の還付
<p>3. 審査基準（未設定の場合はその理由）</p> <p>第18条第1項については、本人の責めに帰することができない理由の発生状況は、様々なケースが想定され、また全部還付・一部還付を含めた「還付する、しない」の判断は、施設の使用又は観覧行為に対し、時間的、空間的な制約をどれだけ受けたかにより、客観的、合理的に判断されなければならない。</p> <p>しかし現実には、このような判断は非常に相対的、流動的なものとなるため、一律に基準を設けることは困難である。</p> <p>第18条第2項についても、同様に個々の事例により客観的に判断されるべきものであり、一律に基準を設けることは困難である。</p> <p>(利用料金等の不還付)</p> <p>第18条 既に納入された利用料金等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)利用料金等を納入した者が、その責めに帰することができない理由により、有料施設等を利用することができなくなったとき、天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物を観覧することができなくなったとき、自然館の観察施設を利用して天体を観覧することができなくなったとき、又は埋没木等を観覧することができなくなったとき。</p> <p>(2)第21条の規定により有料施設等の利用が禁止され、又は制限されたことにより当該有料施設等が利用できなくなったとき。</p>	
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

## 申請に対する審査基準

(整理番号 : 005 )

平成31年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第19条第1項
2. 許認可等の種類	営業行為等の許可
3. 審査基準	<p>次の各号の一に該当すると認めるときは、第19条第1項に掲げる行為を許可する。</p> <p>I 第19条第1項第1号及び第2号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然館及びその附属施設の設置目的に沿った行事等の開催の案内のための広告物の表示、宣伝活動をする場合。</li> <li>2 利用者への自然に関する情報提供や、啓発を図るための公共性の高い広告物の表示、宣伝活動をする場合。</li> <li>3 国、県、他の地方公共団体、その他の公共団体又は公益財団法人しまね自然と環境財団が主催又は共催の行事開催時において、利用者への便宜供与、利用促進のための物品の販売、その他の営業行為を行う場合。</li> <li>4 自然館及びその附属施設の利用者の便宜供与のため、物品の販売、その他の営業行為を行う場合。</li> <li>5 その他特に必要があると認められる場合。</li> </ol> <p>II 第19条第1項第3号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然館及びその附属施設の設置目的に沿った行事等を開催する場合。</li> <li>2 国、県、他の地方公共団体、その他の公共団体又は公益財団法人しまね自然と環境財団が主催又は共催により公用又は公共用の目的で行事を開催する場合。</li> <li>3 国立公園、三瓶フィールドミュージアムの適正な利用の促進に寄与すると認められる行事を開催する場合。</li> <li>4 自然に関する学習・啓発を図る目的で展示会等を開催する場合。</li> <li>5 その他特に必要があると認められる場合。</li> </ol> <p>(行為の制限)</p> <p>第19条 自然館等において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。</li> <li>(2) 寄付金の募集、物品の販売その他これらに類する行為をすること。</li> <li>(3) 集会、競技会、展示会その他の催しをすること。</li> </ol>
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 企画情報課



公益財団法人しまね自然と環境財団   
Shimane Nature and Environment Foundation